

## 柏崎刈羽原発の再稼働を許さない

海渡 雄一（弁護士）

### 1 今福島で起きている人権の侵害と向き合うこと

今福島で起きている原発事故災害はかつてない深刻な災害である。一言で言えば原発事故被害とは故郷の喪失であり、地域社会総体の破壊である。憲法に定められた幸福追求権（第13条）や生存権（第25条）、財産権（第29条）を始めとする人権保障規定が侵害されている。

多くの福島県民は「奪われた自然環境の豊かな故郷を取り戻して下さい。」「被害者を二度と出さないように、原発を止めてください。」と叫んでいる。

深く傷つけられている原発事故被害者に寄り添い、損害賠償や健康な生活環境の回復などに全力で取り組みつつ、福島原発事故を最後の原発事故とすることが、いま生きている我々の次の世代に対する責任である。

### 2 十分な耐震設計がされていなかった

7月5日に公表された国会事故調報告書は、東北地方太平洋沖地震が発生した段階で、福島第一原子力発電所が地震にも津波にも耐えられない状態であったこと、またシビアアクシデント（過酷事故）にも対応できない状態であったこと、その理由として東京電力株式会社あるいは規制当局がリスクを認識しながらも対応をとっていなかったことが事故の根源的な原因であり、これらの点が適正であったならば今回の事故は防げたはずであるとしている。

そして、福島第一原発は、大津波に耐えられないばかりでなく、強大で長時間の地震動にも耐えられるとは保証できない状態だったとしている。

### 3 地震そのものが事故原因である可能性がある

これから必要とされる安全対策の範囲を考える際に事故の原因が、津波だけなのか、地震が原因となっている可能性があるのかが大きな前提問題となっている。

報告書の基本的な考えは、事故の推移と直接関係する重要な機器・配管類のほとんどが、この先何年も実際に立ち入ってつぶさに調査、検証することのできない原子炉格納容器内部にあることから、原因の特定が困難であるとしている。これに対して東電は、事故の主因を津波とし、「確認できた範囲において」安全上重要な機器で地震により損傷を受けたものはほとんど認められないと中間報告書に明記し、政府報告書も同趣旨のものとなっている。国会事故調は、地震そのもので原子炉が損傷した可能性として6つの根拠を挙げています。

第1に基準地震動に対するバックチェックと耐震補強がほとんど未了であった事実からも、地震動は安全上重要な設備を損傷させるだけの力を持っていたと判断している。

第2に原子力安全基盤機構（JNES）の、配管の微小な貫通亀裂から冷却材が噴出する小規模のLOCAの場合、原子炉の水位、圧力の変化は、亀裂がない場合とほとんど変わらないが、10時間ほど放置すると数十tの冷却材が喪失し、炉心損傷や炉心溶融に至る可

能性があるとする報告を根拠としている。

第3に事故の進展を決定的に悪化させた非常用交流電源の喪失についても、津波到達以前である可能性があり、少なくとも1号機A系の非常用交流電源喪失は、津波によるものではない可能性があるとして指摘している。

第4に地震発生当時、1号機原子炉建屋4階で作業していた東電の協力企業社員数人が、地震直後に同階で起きた出水を目撃したことを国会事故調に対して証言している。この4階には非常用復水器ICの大型タンク2基が設置され、IC配管等が取り回されている箇所である。国会事故調は、出水元は不明であるとしているが、使用済み燃料貯蔵プールの地震時のスロッシングによる溢水でないとしている。

第5に1号機のIC(A、B2系統)の停止について、国会事故調はICの手動停止に関わった複数の運転員から、原子炉圧力の降下が速いのでIC系配管や他の配管から冷却材が漏れていないかどうかを確認するためICを止めた、との説明を得たとし、運転員の説明は合理的で判断は適切であるのに対して、東電の説明は合理性を欠いているとした。

第6に1号機の逃がし安全弁(SR弁)に関しては、2、3号機には存在するのに、事故時、必要となるときにそれが実際に作動したことを裏づける弁開閉記録が存在しないことも指摘している。

#### 4 司法は中越沖地震の教訓を活かせなかったことを真摯に反省せよ

東京電力の柏崎刈羽原発1号機について1979年に原子炉設置許可処分取消を求める行政訴訟が新潟地裁に提訴された。2005年11月22日に控訴審の判決がなされ、上告後、2007年7月16日に中越沖地震が発生し、原発の機器が3000箇所も破壊された。また、安全審査資料隠しの発覚などの新たな事態が発生した。これらの事態を受けて住民側は最高裁での口頭弁論の開催を求めたが、2009年4月23日に最高裁の決定が出されて訴訟は原告敗訴で終了した。

最高裁判決は上告に理由はないとしつつ、判決末尾で、「なお、原審の口頭弁論終了後の平成19年7月16日、本件原子炉の近傍海域の地下を震源とする新潟県中越沖地震が発生したところ、この点は、法律審としての当審の性格、本件事案の内容、本件訴訟の経緯等にかんがみ、上記の判断を左右するものではない。」とした。

この裁判の対象となっている柏崎刈羽原発1号機の安全審査では、中越沖地震の震源断層となったと見られる海域の活断層は見落とされて全く検討されなかった。耐震設計は最大想定地震による揺れが450ガルであることが前提となっている。

ところが、中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機にはこの450ガルを遥かに超える約1700ガルの揺れが現実には生じたのである。

安全審査で想定した最大想定地震を越える揺れを生じるような活断層の見落としや、最大想定地震による揺れの想定が現実には生じる地震によるものの数分の1以下という間違いは、伊方最高裁判決の示した「看過しがたい過誤欠落」にあたる。地震の発生が最高裁に係属した後であったとしても、事件を高裁に差し戻した上で、事実審理を継続する途は残されていたはずだ。最高裁が、せめてこの事件を高裁に差し戻していれば、国会事故調報告書でも厳しく批判されている問題先送りに流された耐震バックチェック作業を緊張感のあるものに変え、ひいては福島原発事故を未然に防ぐことができたのではないだろうか。

## 5 正確な事故原因と指針の見直しと再審査が不可欠

今回の福島原発事故を踏まえて、政府は、原子力規制委員会設置法を成立させた。この中で、既設炉にあらたな審査基準を適用していくバックフィット制度が導入された。今回公表された国会事故調の報告を踏まえて、新たな耐震設計審査指針、安全評価指針を策定する作業を始めなければならない。

ストレステストは玄海原発の運転再開を止めるため、ヨーロッパで行われていた考え方を菅首相が持ち込んだ。野田首相は、第一次ストレステストに基づいて、政治家である閣僚が事故原因は津波による電源喪失だけであるという前提で、弥縫的な津波、電源対策だけを内容とする暫定基準を設定し、政治判断によって、大飯原発3、4号機の運転再開を強行した。

しかし、素人の政治家には安全確認は無理であり、国会事故調の調査を踏まえ、新たに設置される規制庁において真に独立した専門家のもとで判断することが最低限必要である。裁判所は、このようなプロセスが確実に実行されているか、その過程に過誤や欠落がないかを厳しく監視していただきたい。

## 6 学ぶべきドイツの倫理委員会の判断

2011年5月メルケル首相の脱原発政策の根拠とされた「ドイツ倫理委員会報告書」の第4章では、これまで原子力を巡って二つの立場、すなわち絶対的な撤廃論と、比較衡量論があったとしている。しかし、福島原発事故によって、電力をつくるために、ほかの手段があり、かつ原発事故のリスクがこれほど大きいことが明らかになった。したがって、二つの立場は原発を停止するべきだという点では委員の全員が一致したとしているのである。我々は、ここ日本でも、このような理性的、倫理的な判断を行政機関にも迫っていくと同時に、裁判所にもこのような当たり前の判断を求めたい。

## 7 今こそ、司法が前に乗り出すべきである。

原発訴訟の歴史はもんじゅの高裁判決（2003年1月27日名古屋高裁金沢支部）と志賀の地裁判決（2006年3月24日金沢地裁）を除いて敗訴続きだった。しかし、これまでの原発訴訟の判決の考え方には今後の訴訟に使えるものがいくつかある。

1992年の伊方原発訴訟の判決は最初の最高裁判決であり、国の裁量を広く認めたとして批判された判決である。しかし、安全審査の目的は「災害が万が一にも起こらないようにするため」に安全審査を行うことが確認されている。また、「現在の科学技術水準に照らして」安全審査の過程に見逃すことができない過誤や欠落がある場合には許可は違法となるとしている。

地震学や地震関連分野の科学的進歩はすさまじいものである。数年で科学的な知見の内容が大きく変わる。また安全性の立証責任は国に転嫁され、被告側で立証を尽くさなければならないとしている。裁判所は、多くの原発訴訟を提起されながら、事故を未然に防ぐことにつながる判断を導くことができなかったことを自らの問題として真摯に反省しなければならない。裁判所は、市民の生命と安全を守るという司法の使命を自覚し、柏崎原発

の安全性の検討に真正面から取り組む、積極的な訴訟運営を期待し、本訴訟提起にあたっての意見としたい。